

# I 第二期地方分権改革を取り巻く状況

## ○政府の地方分権改革推進委員会の2次にわたる勧告

- ・重点行政分野の抜本的な見直し(国道・河川の権限移譲等)
- ・義務付け・枠付けの見直し・国の出先機関の抜本的な見直し等

現状

○各府省の激しい抵抗

○組織・権限の維持に向けた動き

具体的な事例の一つ

# II 都道府県を介さない事務事業の増加

## 1 全国知事会の調査 (いづれも、地方分権改革推進委員会(H20.10.30)へ報告)

### (1) 都道府県を介さなくなった国庫補助負担金等につき調査

- 対象: 三位一体改革後に都道府県を介さなくなったもの
- 内訳: 農林水産省関係14 厚生労働省関係7 経済産業省関係4 総務省関係3 文科省関係1
- 件数: 全29件

※本来、都道府県が行うべきものを国が市町村等との間で直接実施!!

### (2) 国の出先機関の支障事例につき調査 (同旨の事例あり)

- 事例: 「農商工連携事業」「中小企業地域資源活用プログラム」

## 2 岡山県の調査等 (庁内への調査実施(H21.4))

- (1) 「都道府県を介さない補助金・制度への変更」※既存の制度・補助金につき県を介さないスキームに変更  
例: 理美容施設の変更届出(県を介さず地方厚生局が直接処理) 厚労省関係補助金(事前協議を市町村と直接実施)

### (2) 「都道府県を介さない新たな補助金や制度・都道府県の関与が限定的な制度の創設」

- 例: 「地域ICT利活用モデル構築事業」「コミュニティ創生支援モデル事業」「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」等  
「定住自立圏構想」(県の関与が限定的)

### (3) 「県の施策と重複する各種ソフト事業の実施」

地方から主張を!!

## 分権改革に逆行!!

- 二重行政を拡大するおそれ
- 地方の実情が反映されないおそれ

都道府県で認識を共有

事業等の見直し

- ・地方のことは地方に任せるべき
- ・権限と財源の一体的な地方への移譲

都道府県を介さなくなった

国庫補助負担金等

（第54回委員会関連資料）

平成20年10月

全国知事会

都道府県を介さなくなった国庫補助負担金等

NO.	所管省庁	会計	国庫補助負担金等の名称	交付対象 補助事業者等	都道府県 における 申請等の とりまとめ	都道府県を介していた時の国庫補助負担金等の名称	最終 年度
1	総務省	一般会計(交付金)	地域情報通信基盤整備推進交付金	地方公共団体	—	電気通信格差是正事業費補助金 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金	17
2	消防庁	一般会計(補助金)	緊急消防援助隊設備整備費補助金	地方公共団体等	○	消防防災設備整備費補助金	16
3	消防庁	一般会計(補助金)	消防防災施設整備費補助金	地方公共団体等	—	同左	16
4	文部科学省	一般会計(補助金)	私立大学等経常費補助金 (私立高等学校等経常費補助)	学校法人	○	私立高等学校等経常費助成費補助金 (特色教育振興モデル事業費等)	15
5	厚生労働省	一般会計(補助金)	セーフティネット支援対策等事業費補助金 (地域福祉等推進特別支援事業の小地域福祉活動推進事業)	都道府県 指定都市 中核市 市	○	セーフティネット支援対策等事業費補助金 (地域福祉ネットワーク事業)	18
6	厚生労働省	一般会計(補助金)	地域生活支援事業費補助金	市町村	○ (指定都市、 中核市を 除く)	在宅福祉事業費補助金 (日常生活用具給付等事業等)	17
7	厚生労働省	一般会計(負担金)	障害者自立支援給付費負担金	市町村	○	在宅福祉事業費補助金 (精神障害者ホームヘルプサービス事業等)	17
8	厚生労働省	一般会計(交付金)	次世代育成支援対策交付金	市町村	—	児童保護費等補助金 (延長保育促進事業(公立保育所分を除く)等)	16
9	厚生労働省	一般会計(交付金)	次世代育成支援対策施設整備交付金	都道府県 市町村	県により 異なる	社会福祉施設整備費国庫補助(負担)金 (児童福祉施設等の整備事業)	16
10	厚生労働省	一般会計(交付金)	地域支援事業交付金	市町村	○	在宅福祉事業費補助金 (市町村事業分)	17

都道府県を介さなくなった国庫補助負担金等

NO.	所管省庁	会計	国庫補助負担金等の名称	交付対象・補助事業者等	都道府県における申請等の特異点	都道府県を介さなくなった時の国庫補助負担金等の名称	最終年度
11	厚生労働省	一般会計(交付金)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村	県により異なる	社会福祉施設整備費国庫補助(負担)金 (市町村が実施する高齢者福祉施設整備事業)	16
12	農林水産省	一般会計(補助金)	食育推進事業費補助金	民間団体等	—	消費・安全対策推進交付金 (食育の推進)	17
13	農林水産省	一般会計(補助金)	成果重視事業生産資材コスト低減事業費補助金	農業生産法人等	—	農業・食品産業強化対策推進交付金	17
14	農林水産省	一般会計(補助金)	国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金 (1)未来指向型技術革新対策事業費補助金	民間団体	—	農業・食品産業強化対策推進交付金	17
15	農林水産省	一般会計(補助金)	国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金 (2)産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金	市町村産地協議会	—	農業・食品産業強化対策推進交付金	17
16	農林水産省	一般会計(補助金)	国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金 (未来志向型技術革新対策事業費補助金)	民間団体	—	生産振興総合対策事業費補助金	16
17	農林水産省	一般会計(補助金)	担い手育成・確保対策事業費補助金	担い手育成総合支援協議会等	—	農業・食品産業強化対策推進交付金	17
18	農林水産省	一般会計(補助金)	農林水産物・食品輸出促進対策費補助金	民間団体	—	農業・食品産業強化対策推進交付金	17
19	農林水産省	一般会計(補助金)	農業共済事業運営基盤強化対策費補助金	農業共済組合連合会等	—	同左	18
20	農林水産省	一般会計(補助金)	農業共済事業特別事務費補助金	農業共済組合連合会等	—	同左	18

都道府県を介さなくなった国庫補助負担金等

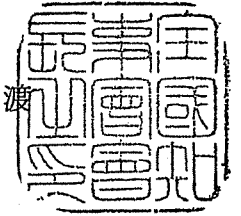
NO	所管省庁	会計	国庫補助負担金等の名称	交付対象 補助事業者等	都道府県 における 申請等の とりまとめ	都道府県を介していた時の国庫補助負担金等の名称	最終 年度
21	農林水産省	一般会計(負担金)	農業共済事業事務費負担金	農業共済組合連合会等	—	同左	18
22	農林水産省	一般会計(交付金)	農山漁村活性化対策整備交付金 (1)農山漁村活性化対策整備交付金	都道府県 市町村	— 共同で計画作 成する場合を 除く	農山漁村地域活性化整備交付金	18
23	農林水産省	一般会計(交付金)	農山漁村活性化対策整備交付金 (2)鳥獣害防止総合対策整備交付金	民間団体	— 共同で計画作 成する場合を 除く	農山漁村地域活性化整備交付金	18
24	農林水産省	一般会計(交付金)	農山漁村活性化対策推進交付金 (1)農山漁村活性化対策推進交付金	都道府県 市町村	— 共同で計画作 成する場合を 除く	農山漁村地域活性化推進交付金	18
25	農林水産省	一般会計(交付金)	農山漁村活性化対策推進交付金 (2)鳥獣害防止総合対策推進交付金	民間団体	— 共同で計画作 成する場合を 除く	農山漁村地域活性化推進交付金	18
26	経済産業省	一般会計(補助金)	中小企業経営支援等対策費補助金 (伝統的工芸品産業支援補助金)	事業協同組合等	—	中小企業活性化補助金 (伝統的工芸品産業産地補助金)	15
27	中小企業庁	一般会計(補助金)	資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金 (資金供給円滑化信用保証協会等補助金(その他法人分))	信用保証協会	—	資金供給円滑化信用保証協会基金補助金 (都道府県分)	16
28	中小企業庁	一般会計(補助金)	中小企業経営支援等対策費補助金 (中小商業活性化支援補助金)	商店街振興組合等	—	小規模企業等活性化補助金 (中小商業活性化総合支援補助金)	17
29	中小企業庁	一般会計(補助金)	中小商業活力向上施設整備費補助金	商店街振興組合等	—	小規模企業等活性化補助金 (中小商業活性化総合支援補助金)	17

※ 本一覧は、『平成20年度 補助金総覧』に記載された市町村、民間団体への国庫補助負担金等のうち、三位一体の改革後(平成16年度以降)に都道府県を介さなくなったものを調査したものです。  
 ※ 『都道府県を介さなくなった』とは、見直しにより、都道府県会計を経ない「直接補助」の国庫補助負担金等へ振り替えられたこと(又は取り扱いが変更されたこと)を指します。  
 ※ 国庫補助負担金等の一部が振り替えられた(又は取り扱いが変更された)ものも含まれます。  
 ※ 本一覧は、現時点での調査結果に基づいたものであり、追加・変更もあえます。

知調一発第 54号  
平成20年10月21日

地方分権改革推進委員会  
委員長 丹羽 宇一郎 様

全国知事会  
会長 麻 生



国の出先機関の見直しの検討への協力依頼について（回答）

平成20年9月24日付け府分権第116号により依頼のありました標記について、別添のとおり報告します。

なお、国の出先機関の見直しに関する本会の考え方については、今年2月に貴会に提出した「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」において示しておりますので、念の為申し添えます。

②新連携支援事業

新連携事業について、国は事業者への支援等を実施するに当たって、企業の現状や地域の実情等を熟知する県の意見等を全く反映しないため、真に実効性のある事業とはなり得ない。

③中小企業の地域資源活用事業

平成19年度に農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等に取り組み中小企業を総合的に支援するため、国は中小企業地域資源活用プログラムを創設した。

県が策定した基本構想に基づき、申請企業が事業計画を作成し、県を経由して経済産業局の認定を受け、直接支援を受ける制度である。

県は、本事業の基本構想を策定するにも関わらず個別計画の認定については一切関与できず「經由機関」に過ぎない。企業の現状や地域の実情を熟知する県の意見等が個別計画に反映されないため、真に実効性のある事業とはなり得ない。また、基本構想策定及び変更に関する県の経費についても全く担保されていない。

④農商工連携事業

本年5月に成立した農商工等連携促進法に基づき国が実施するもの。農林漁業者と中小企業者が連携し、新商品等の開発や販路開拓等を行う事業計画を策定し、国の認定を受け、この計画に基づく事業については、中小企業信用保険の特例・小規模企業者等設備導入資金助成の特例、設備投資減税等支援を受けることができる。

②③④のいずれの事業についても、地域の実情、地域企業の現状を熟知し各種支援事業を行っている県に、当該事業の実施を任せることにより、真に実効性のある事業とすることができる。

例えば、農商工等連携事業について、県は農林事務所及び商工事務所等を配置し、地域の事業者や関係機関との結びつきも強い。

農商工等連携事業を、県が実施することにより、よりきめ細かな対応が可能になるとともに、地域の様々な農林水産資源の発掘や中小企業者が持つ技術の活用が一層促進され、事業の実施効果も大きくなる。

	<p>③一2 中小企業の地域資源活用に關する事務</p>	<p>併せて、一定の要件を満たす公益法人等を、事業者に対する指導・助言等を行う支援機関として国が認定。農商工連携事業は、事業者の作成する事業計画、支援機関の認定及び事業者に対する支援等を国が直接行うため、企業の現状や地域の実情を熟知する県の意見等が個別計画に反映されず真に実効性のある事業とはなり得ない。</p> <p>・地域資源活用促進法において、都道府県が「基本構想」を作成し、国の認定を受けること</p> <p>・中小企業者が作成した活用事業計画の申請は、都道府県を経由して行うことが定められているが、こうした事務に係る費用について、財源移譲がなされていない。</p> <p>また、「基本構想」の変更について、「地域産業資源活用事業の促進に關する基本方針」に、地域資源の内容については活用実態や研究開発の成果等に応じて機動的に見直し、充実を図る旨明記されているが、変更認定の時期は、年1乃至2回程度であり、「機動的な見直し」に対応していない。</p>	<p>地域に密着した中小企業対策については、都道府県に権限及び財源を移譲し、実施すべきである。</p>
--	------------------------------	--	---



# 都道府県を介さない施策等について

(H21.4 岡山県調査)

区分	事務事業名	担当機関名	創設・変更時期	内容
県を介さない制度へ変更	①理・美容師の養成施設に係る変更届出の受理(事務事業)	中四国厚生局	20年度	<p>【概要】                      ・理・美容師施設(県内2箇所)に関し、都道府県を經由して処理されていた施設・構造・構成・教科課程等に関する変更届出が、地方厚生局に直接提出することとなった。                      ※地方厚生局の見直し(全国知事会は「廃止」、当該事務は都道府県へ移譲すべき。第2次勧告は「労働局」と統合)</p>
	②障害者保健福祉推進事業(補助制度)	厚生労働省	21年度	<p>【事業概要】                      ・実施主体：市町村、公益法人等                      ・障害者の自立支援に関する調査研究実施への補助制度                      ・従来、市町村が実施する場合作の事前協議を都道府県經由で行っていたものが、市町村が直接、厚生労働省に協議することとなった。</p>
県を介さない・県の関与が限定的な新たな制度創設	①戦略的基盤技術高度化支援事業(委託制度)	中国経済産業局	18年度	<p>【事業概要】                      ・実施主体：共同研究体(中小企業、研究機関等)                      ・製造業の国際競争力の強化と新事業の創出に不可欠な基盤技術(铸造、鍛造、切削、めっき等)の高度化に資する研究開発等を委託する制度</p>
	②地域ICT(情報通信技術)活用モデル構築事業(委託制度)	総務省	19年度	<p>【事業概要】                      ・実施主体：市町村等                      ・ICTを活用した地域活性化の取組を市町村に委託する制度</p>
	③中小企業地域資源活用プログラム(支援制度)	中国経済産業局	19年度	<p>【事業概要】                      ・実施主体：中小企業                      ・事業者が新商品開発などの事業計画を策定し、国が認定し支援を行う制度</p>
	地域資源活用新事業展開支援事業費補助金(補助制度)	中国経済産業局	19年度	<p>【事業概要】                      ・実施主体：組合、公益法人、中小企業、NPO等                      ・地域資源を活用した新商品・サービスの開発や販路開拓に対する補助(売れる商品づくり、地域ブランドの構築)</p>
	④農商工連携事業(支援制度)	中国経済産業局 中国農政局	20年度	<p>【事業概要】                      ・実施主体：農林漁業者と中小企業者                      ・事業者が新商品開発などの事業計画を策定し、国が認定し支援を行う制度</p>
⑤地域イノベーション創出研究開発事業(委託制度)	中国経済産業局	20年度	<p>【事業概要】                      ・実施主体：共同研究体(中小企業、研究機関等)                      ・国が共同研究体に対して、地域の資源等を活用した新産業創出に向けた研究開発を委託する制度(一般型、地域資源活用型)</p>	

県を介さない・県の関与が限定的な新たな制度創設					<p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：地域力連携拠点（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）</li> <li>・経営力向上や創業・事業継承等に取り組む中小企業等に対して、ワンストップできめ細やかな支援を実施する制度</li> </ul>
⑦「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業（委託制度）	中国整備局	20年度		<p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：地域団体、NPO法人等</li> <li>・高齢化等の進捗が著しい地域での共助の取組等をNP0法人等に委託する制度</li> </ul>	
⑧定住自立圏構想	総務省	20年度		<p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：一定の要件を満たす中心市とこれに近接した周辺市町村</li> <li>・中心市と周辺市町村が協定を締結し、定住自立圏の将来像や具体的な取組を記載した共生ビジョンに基づき、医療や教育などの各種取組を推進する。</li> <li>・都道府県の関与としては、必要に応じ広域の地方公共団体としての助言や支援等に限定されている。</li> </ul>	
⑨耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（交付金制度）	中四国農政局	21年度		<p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：都道府県協議会（都道府県・関係団体等） 地域協議会（市町村、関係団体等）</li> <li>・国からの交付金により資金造成を行い、耕作放棄地対策に関する取組への交付金支給等を行う制度</li> </ul>	
その他				<p>国の出先機関において、フォーラムや各種PR活動など、県と重複する様々なソフト事業等を展開している。</p>	

<調査の概要>

- 調査対象
  - ・国の事務事業（補助事業を含む）のうち、都道府県を介さなくなったもの
  - ・国が新たに都道府県を介さなくなった関係の下で執行している事務事業（補助事業を含む）
  - ※補助金関係については、別添「都道府県を介さなくなった国庫補助負担金等」（H20.10 全国知事会作成）に記載されている以外のもの
- 調査時点  
平成21年4月1日
- その他  
庁内への照会結果や新聞報道等により整理。国の機関等への照会等を行っていないことから、悉皆的な内容とはなっていない。